（近畿管区警察局総務監察部長）
同　柴山　克彦
近畿管区警察局広域調整部長兼務を命ずる
（関東管区警察局静岡県情報通信部長）
信部長）警察庁技官　吉田　利博
三九州管区警察局情報通信部長を命ずる（以上三月三十一日）

総務省

梅比良正弘　尾家祐二　大場みち子
知野恵子　藤井良一　水野秀樹
総務省国立研究開発法人審議会委員に任命する
（各通）（四月十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月七日午前九時五十六分御出門、スペイン国国王陛下及び王妃陛下を御案内のため、静岡県静岡市へ行幸啓、午後五時十三分還幸啓になつた。

天皇皇后両陛下は、四月八日午後三時十分御出門、「日本フィルハーモニー交響楽団特別演奏会シリーズ　炎のマエストロ、七十七歳の軌跡！　小林研一郎BIRTHDAY　CONCERT」を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行幸啓、同五時八分還幸啓になつた。

東北地方整備局公示

一　水域

平成二十九年四月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

行六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を次のように指定し、平成二十九年四月二十二日から施行する。

その関係図面は、国土交通省東北地方整備局、同局青森河川国道事務所及び岩木川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

水系名	河川名	番号	水域
岩木川	岩木川	十七	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林百四十七林班へ小班津軽地先の大目屋川砂防堰堤下流端から左岸青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二十二林班へ小班地先まで、右岸同地先の砂防堰堤下流端から左岸青森県中津軽郡西目屋村大字居森平寒沢七十五番四地先まで、
湯の沢川			左岸青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林百十二林班へ小班地先から右岸同村同大字字湯ノ沢国有林百十二林班う3小班地先まで、
大沢川			岩木川への合流点から青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤国有林百二十九林班と小班地先の砂防堰堤下流端から岩木川への合流点まで及び

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を平成29年３月31日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成29年４月12日

農林水産大臣　山本　有二

第２の３の(1)の①のイ中「平成28年10月15日現在の平成28年産米水稲の予想収穫量」を「平成28年産米の水稲収穫量」に改める。

第４の１の標題中「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に改め、第４の１中「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成27年３月」を「平成28年３月」に、「全量（ＳＢＳは３万トン）」を「全量（うちＳＢＳは７万トン）」に改める。

第４の２の標題中「平成28会計年度」を「平成29会計年度」に改め、第４の２中「平成28会計年度」を「平成29会計年度」に改め、「、平成28年３月の基本指針に基づき」を削る。

水系名	河川名	番号	水域
岩木川	岩木川	十七	舟だまりは別図に赤色で着色された部分のうち湯の沢川、大沢川及び暗門川を除く区域
湯の沢川			
大沢川			
暗門川			左岸青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮門澤国有林百四十一林班へ小班地先から右岸同村同大字字安門澤国有林百六十五林班へ３小班地先までの岩木川への合流点まで

（図面省略）

二　通航方法

水系名	河川名	番号	航路	通航時間	速度
岩木川	岩木川	十七	舟だまりは別図に赤色で着色された部分のうち湯の沢川、大沢川及び暗門川を除く区域	日出から日没まで	二ノット以下

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者伊藤邦彦の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年４月12日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成29年４月21日

4　推薦書及び添付書類提出先　愛知労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成19年検第30960～30964号詐欺被告事件（平成28年領第3338号）　1．現金2,128,484円

平成19年検第30960～30964号詐欺被告事件（平成20年庁外領第2170号）　1．携帯電話機２台。2．契約書１部。3．口座申込書１部。4．写真１枚。5．写真（箱入り）１箱。6．請求書１通。7．通帳１通。8．使い捨てカメラ２台。9．メモ１綴。10．メモ帳１冊「以上受還付人松崎祐樹」。11．ＡＣアダプタ（箱入り、紙袋入り）１袋。12．紙片１束７枚。13．紙片（クリップ留め）３綴。14．紙片等（一部ファイル入り、紙袋入り）１袋。15．カレンダー１ケース１束。16．カレンダー等１ケース。17．感熱紙（袋入り）１袋。18．キャッシュカード32枚。19．携帯電話機11台。20．携帯電話